

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

日管株式会社

静岡県浜松市中区池町220-4

2. 指名停止措置期間

令和6年5月24日から

令和6年8月23日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日管（株）の元取締役は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。その後、日管（株）の元取締役は、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など3件の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。

令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、日管（株）の元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供した。

なお、公訴時効（3年）が成立している。

5. 競争参加資格の種類

建設

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

中部電力株式会社

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 4 月 2 6 日から

令和 6 年 6 月 2 5 日まで (2 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、令和 6 年 3 月 4 日(月)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、東邦瓦斯(株)について、独禁法第 3 条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして、中部電力ミライズ(株)に排除措置命令及び課徴金納付命令、中部電力(株)に課徴金納付命令を行った

5. 競争参加資格の種類

建設

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

中部電力ミライズ株式会社

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 4 月 2 6 日から

令和 6 年 6 月 2 5 日まで (2 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、令和 6 年 3 月 4 日(月)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、東邦瓦斯(株)について、独禁法第 3 条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして、中部電力ミライズ(株)に排除措置命令及び課徴金納付命令、中部電力(株)に課徴金納付命令を行った

5. 競争参加資格の種類

建設

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

東邦瓦斯株式会社

愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号

2. 指名停止措置期間

令和6年4月26日から

令和6年6月25日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、令和6年3月4日（月）に、中部電力（株）、中部電力ミライズ（株）、東邦瓦斯（株）について、独禁法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為（カルテル）があったとして、中部電力ミライズ（株）に排除措置命令及び課徴金納付命令、中部電力（株）に課徴金納付命令を行った

5. 競争参加資格の種類

建設

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社魚国総本社

大阪府大阪市中央区道修町1丁目6番19号

2. 指名停止措置期間

令和6年7月12日から

令和6年11月11日まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日本ゼネラルフード(株)、(株)魚国総本社、メーキュー(株)、(株)ミツオ、葉隠勇進(株)及びコンパスグループ・ジャパン(株)は、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札に関し、令和6年5月22日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

5. 競争参加資格の種類

物品の販売、役務の提供

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

メーキュー株式会社

愛知県名古屋市守山区下志段味3丁目2302番地

2. 指名停止措置期間

令和6年7月12日から

令和6年11月11日まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日本ゼネラルフード(株)、(株)魚国総本社、メーキュー(株)、(株)ミツオ、葉隠勇進(株)及びコンパスグループ・ジャパン(株)は、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札に関し、令和6年5月22日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

5. 競争参加資格の種類

役務の提供

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社ミツオ

愛知県名古屋市熱田区新尾頭3丁目4番25号

2. 指名停止措置期間

令和6年7月12日から

令和6年11月11日まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日本ゼネラルフード(株)、(株)魚国総本社、メーキュー(株)、(株)ミツオ、葉隠勇進(株)及びコンパスグループ・ジャパン(株)は、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札に関し、令和6年5月22日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

5. 競争参加資格の種類

役務の提供

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

日本ゼネラルフード株式会社

愛知県名古屋市中区千代田5丁目7番5号

2. 指名停止措置期間

令和6年7月12日から

令和6年9月11日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日本ゼネラルフード(株)、(株)魚国総本社、メーキュー(株)、(株)ミツオ、葉隠勇進(株)及びコンパスグループ・ジャパン(株)は、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札に関し、令和6年5月22日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

5. 競争参加資格の種類

物品の販売、役務の提供

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

葉隠勇進株式会社

東京都港区芝4丁目13-3PM0田町東10F

2. 指名停止措置期間

令和6年7月12日から

令和6年9月11日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日本ゼネラルフード(株)、(株)魚国総本社、メーキュー(株)、(株)ミツオ、葉隠勇進(株)及びコンパスグループ・ジャパン(株)は、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札に関し、令和6年5月22日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

5. 競争参加資格の種類

役務の提供

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

コンパスグループ・ジャパン株式会社
東京都中央区築地5丁目5番12号

2. 指名停止措置期間

令和6年7月12日から
令和6年8月11日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日本ゼネラルフード(株)、(株)魚国総本社、メーキュー(株)、(株)ミツオ、葉隠勇進(株)及びコンパスグループ・ジャパン(株)は、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札に関し、令和6年5月22日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

5. 競争参加資格の種類

物品の販売、役務の提供

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

久富電設株式会社

岐阜県大垣市小野一丁目22番地1

2. 指名停止措置期間

令和6年9月20日から

令和7年1月19日まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

久富電設（株）の代表取締役（当時）が、令和4年2月14日、池田町長（当時）に対し、同町発注予定の工事において、自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、現金100万円を供与した。また、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自社が落札できるように池田町長（当時）と共謀の上、池田町長（当時）から秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札した。

このことについて、令和6年7月22日に贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。

5. 競争参加資格の種類

工事、物品の販売、役務の提供

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（贈賄） 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社半澤組

福井県坂井市三国町三国東6-5-13

2. 指名停止措置期間

令和6年12月18日から

令和7年1月17日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

本件は、（株）半澤組が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反に問われ、令和3年12月1日に福井簡易裁判所より同社代表者及び使用人が罰金刑の略式命令を受けていた事実が判明したものである。このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する

5. 競争参加資格の種類

工事

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社佐藤渡辺

東京都港区南麻布一丁目18番4号

2. 指名停止措置期間

令和7年1月10日から

令和7年3月9日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、(株)佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検に談合罪で略式起訴された。このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する

5. 競争参加資格の種類

工事、業務、物品の販売、役務の提供

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ロ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から1ヵ月以上12ヵ月以内